**月次支援金について**

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50％以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に、月次支援金を給付します。

**※支援金の申請受付及び交付事務については、国が行います。**

**給付額**

(2019年又は2020年の基準月※1の売上)－(2021年の対象月※2の売上)

中小法人等：**上限20万円／月**、個人事業者等：**上限10万円／月**

※1 　2019年又は2020年における対象月と同じ月

※2 　対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で売上が50%以上減少した

2021年の月

**給付対象**

1. 対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
2. 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少

**問合せ先**

月次支援金事務局 相談窓口

電話0120-211-240、IP電話専用回線03-6629-0479

受付時間 午前8時30分から午後7時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

**その他**

申請に必要な書類等の詳細は国（経済産業省）のホームページをご覧ください。

[月次支援金（経済産業省）](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)